

平成30年度 地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額調

平成26年4月1日より消費税及び地方消費税が5%から8%へ引き上げに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

(歳入)
地方消費税交付金(社会保障財源化分) 765,000千円

(歳出)
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 17,609,480千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位:千円)

分 類	項 目	予 算 額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	心身障害者福祉費 高齢者福祉費 児童運営費 保育所費 扶助費 など	11,986,830	6,714,976	16,000	1,076,237	357,347	3,822,270
社会保険	国民健康保険費 介護保険費 後期高齢者医療費	4,582,219	826,697			321,088	3,434,434
保健衛生	予防費 健康増進費 診療所費 病院費 など	1,040,431	10,339		17,599	86,565	925,928
合 計		17,609,480	7,552,012	16,000	1,093,836	765,000	8,182,632

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の平成30年度予算額の17分の7に相当する額としています。